

令和3年度事業運営方針

令和2年は、新型コロナウイルス感染拡大防止への全国的な取組が行われ、1年が経過しましたが、令和3年に入り、2度目となります緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染拡大が終息しない状況であります。これから全国的に始まる新型コロナウイルスワクチン接種に期待されているところです。

この新型コロナウイルス感染拡大は、法人の経営にも大きく影響し、国県等の感染症対策や予防に係る助成制度を活用し、ウイルスに対応した空調や非接触型の体温計、手指消毒装置の導入など、積極的に対応したところです。また、施設利用者の生活にも大きく影響し、日常生活にマスク着用や手洗いの実施、身の回りの消毒が不可欠となり、また、三密（密閉、密集、密接）の解消が求められ、利用者の通所の時間調整や在宅による支援の導入などを余儀なくされており、医療や福祉、教育、経済など様々な分野にわたり、私たちの生活様式を一変させてしまいました。この新型コロナウイルス感染拡大防止につきましては、引き続き令和3年度も積極的に対応していく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応により経済活動が停滞する中で税収の大幅な減少が、避けられない状況になることから、市においては財政非常事態宣言を発出し、令和3年度に向け、障がい福祉サービスの見直しが行われ、障がい者通所施設体制強化事業補助金の段階的削減や精神障がい者保健福祉手帳の診断書料助成の廃止、重度心身障がい者福祉手当の減額、福祉タクシー利用券の削減などの見直しが行われようとしており、今後の法人の運営や施設利用者を始めとする障がい者の生活への影響が危惧されるところです。令和3年度は、このような厳しい状況の中、各施設の利用者の円滑な支援を念頭に各種事業に取り組んでまいります。

まず、令和3年度からの5年間を対象期間としている第3次中期経営計画については、目下、管理職員を中心に検討を重ねており、その策定において、大詰めに迎えております。最終的には、理事・監事・評議員の承認が必要となりますことから、令和3年度に入ってから理事会・評議員会へ提案いたしたいと考えております。

令和3年度は、平成29年の社会福祉法改正（社会福祉法人制度改革）以降、初めてとなる4年に1度の理事・監事・評議員の同時改選の年度となります。これまでの法人運営へのご協力に感謝いたしますとともに、この改選事務を適正に執り行ってまいります。

令和2年度の下半期から新たに受託した新座市基幹相談支援センター事業については、職員1名を増員し、現在は、主に従来からの委託相談支援業務に加え、困難ケースへの対応が中心となっておりますが、地域の相談支援体制の強化や地域移行・地域定着促進の取り組みなどについても、その役割が求められておりますので、引き続き、市担当課や新座市自立支援協議会と連携して取り組んでまいります。

令和3年度は、3年に1度の障害福祉サービス等報酬改定の年度でもあります。既に報酬改定の概要や算定構造が示されており、「障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、相談支援の質の向上、効果的な就労支援、医療的ケア児への支援など障害児支援の推進、感染症等への対応力の強化などの課題に対応」する改定となっております。法人に関連するものについては、就労系事業では、従来の施設外就労加算が廃止されたり、報酬単価の基礎となる平均工賃月額が一番下の区分が「5千円未満」から「1万円未満」に変更されたりするなど厳しい内容となっております。一方、相談系事業においては報酬単価の引上げに加えて、計画決定月・モニタリング対象月以外の各種支援業務を評価する加算が新設されます。また、グループホームにおける重度化・高齢化への対応として、障害者支援区分4以上の利用者を支援した場合の報酬単価についてはほぼ変動がないのに対し、区分3以下の利用者を支援した場合の報酬単価は大幅に引き下げられ、法人の今後の事業選択において非常に気になる内容となっております。

さらに、感染症や災害への対応力強化として、対策検討委員会の設置、指針の整備、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施が求められております。また、障害者虐待防止の更なる推進及び身体拘束等の適正化の推進として、虐待防止委員会の設置の他、これまで努力義務とされていた従業者への研修実施、虐待防止責任者の設置が義務化されることとなりました。これらの改定内容を的確に把握し、対応してまいります。

次に、各施設の取り組みについてです。

福祉工房さわらびでは、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、希望する利用者に対して在宅支援を行いました。これは、各利用者に応じて在宅で行う作業活動や訓練を設定し、1日2回の電話による連絡、助言、進捗状況の確認等を行うもので、こうした取り組みについては障害福祉サービス等報酬改定において、就労系サービスにおける在宅でのサービス利用について、令和2年度の臨時的な取り扱いを今後の平時においても可能な取り扱いとするとありますことから、令和3年度以降も必要に応じてサービスを提供できるよう努めてまいります。

福祉工房さわらびの就労移行支援事業では、令和2年度、就労につながった方が2名おられます（内1名の勤務開始予定日は令和3年4月1日）。就労後6か月経過した方を支援する就労定着支援事業も就労移行支援事業と一体的に実施されており、令和3年3月現在、2名の方がその支援を受け、結果として安定した職場定着につながっておりますことから、令和3年度も就労の実現と就労後の定着に向けて支援を行ってまいります。低迷している利用率については、令和2年度も、令和3年2月現在、平均で46.8%と厳しい状態にあり、改善に向け努めてまいります。また、令和3年3月末に主任職を務めていた職員が退職することとなりました。そのため、就労移行支援事業経験のある職員の採用をいたしましたので、施設長を中心に新たな体制を構築し、事業の充実につなげてまいります。

福祉工房さわらびの就労継続支援B型事業では、令和2年度は前述の在宅支援のほか、利用者の皆様の協力を得て、密になりそうな利用時間帯が重ならないよう工夫するなど、感染症対策に努めてまいりました。作業は内職を頂いている企業等のご理解もあり、コロナ禍にも関わらず年間を通して途切れることなく、利用者の皆様に提供することができております。一方で、老人福祉センター売店での販売は一度も実施できなかったことや、市の観光プラザの閉鎖など自主製品・焼き菓子の販売はコロナ禍の影響を受け減少しました。県は、このような生産活動が停滞し減少している事業所を対象に新たな生産活動への取り組みを促進することなどを目的とした補助制度が設けられましたので、その制度を活用して、新製品開発のための機器の導入を進めたところです。報酬改定では、就労継続支援B型事業においては、従来の「平均工賃月額」に応じた報酬体系とは別に、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系が新設されましたが、報酬単価が低く設定されておりますので、これまでどおり、平均工賃月額に応じた報酬体系を選択することとなります。平均工賃月額の評価区分については、令和2年度までは、下から2番目の「5千円以上1万円未満」の区分でしたが、改定後は「1万円未満」が一番下の区分となりました。したがって、平均工賃月額としては「1万円以上」を目指すことが一つの目安となりますが、厳しい状況にあります。

就労継続支援B型事業の利用率は、最初の緊急事態宣言時には大きく低下したものの、それ以降は回復し、最近では一日の利用者が定員の30名を上回る日が生じることもあります。それだけに、感染症対策がより一層求められているところですが、利用者像も多様化しており、統合失調症や気分障がいの方以外にも発達障がいや自閉症スペクトラムの方、知的障がいのある方を受け入れるように

なっており、この傾向は令和3年度以降も続くものと思われます。資格を有する職員を新たに配置し、新たな職員体制の下、支援の充実を目指してまいります。

福祉工房楓では、令和2年度は、コロナ禍にあっても企業からの内職や自主製品の製作などの生産的活動が利用者の皆様に安定的に提供されました。送迎も必要に応じて行っており、令和3年度もこのような取り組みを推進してまいります。一方で、コロナ禍の影響により、料理会などこれまでのプログラムで一部実施できなくなっているものがありますので、今後、既存のプログラムに代わり、どのようなプログラムなら実現が可能か検討してまいります。

にいざ生活支援センターでは、令和2年度に受託した基幹相談支援センター事業の稼働が令和3年度に入り、より一層、本格化してくることが予想され、既存事業の業務との関係にこれまで以上に配慮しなくてはなりません。以前からの傾向ではありましたが、複数の事業を実施しているにいざ生活支援センターでは、以前にも増して、基幹相談支援センターとして数多くの相談が寄せられており、地域活動支援センターには地域活動支援センターの利用者以外からの電話相談や来所相談も多く受け付けている状況です。そのような状況の中において、まず、地域活動支援センターとしては、精神障がい者が家から一歩出る日常の居場所としての機能や、日常生活に役立つ技能の習得や様々な相談ができる場所としての機能など、元来、地域活動支援センターとして求められている機能が有効に働くような施設づくりが求められております。福祉工房楓と同様、これまで実施できていたプログラムで、コロナ禍により中断していたり、廃止したりしたものがあります。にいざ生活支援センターの特色として、利用者との対話を特に重視していることが挙げられますが、こうしたプログラムについても、利用者と工夫して取り組んでまいります。また、その他の事業については、今回の報酬改定で精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進が主な改定内容の一つとして掲げられており、具体的には、地域移行支援事業、地域定着支援事業、自立生活支援事業の3事業に関連し、地域移行支援実績がより一層評価され、また、医療との連携、居住支援法人との連携が評価されることになり、更に夜間の緊急対応、電話相談が報酬上評価されることになりました。計画相談支援事業についても、基本単位の引き上げのほか、各種加算が新設されることになるなど、より手厚く評価される改定内容となっておりますので、当該加算の活用を図るなど支援の充実に努めてまいります。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努める中、厳しい財政運営が見込まれますので、職員一人ひとりが現状を理解し、評議員、理事等の役

員を始めとした関係者と協力し、法人の基本理念の下、利用者の皆様の適切な支援を第一に法人運営に努めてまいります。

事業計画

1 法人本部

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11

職員配置 事務長 常勤兼務 1 人 (B 型と兼務)

事務主事 常勤兼務 1 人 (B 型と兼務)

① 理事会・評議員会の開催及び理事・監事・評議員の改選事務の執行

法人活動を円滑に進めるため理事会・評議員会の運営の活性化を図ります。また、令和 3 年度は理事・監事・評議員の同時改選の年度となっておりますので、この改選事務の適正な執行に努めます。

② 予算及び決算事務の執行

法人活動を円滑に進めるため、予算及び決算事務の適正な執行に努めます。なお、令和 3 年度は、3 年に 1 度の障害福祉サービス等報酬改定の年度となっていること、また、令和 3 年度から 5 年間にわたり、新座市障がい者通所施設体制強化事業補助金が段階的に廃止されることが決定されておりますので、これらの影響を精査し、対応を図ってまいります。

③ 第 3 次中期経営計画の策定に向けた取り組み

令和 3 年度から 5 年間を対象期間としている第 3 次中期経営計画について、現在、検討と議論を重ねており、令和 3 年度早期の策定を目指し進めています。

④ 新型コロナウイルス感染症拡大予防への取り組み

新型コロナウイルス感染症については、一部でワクチンの接種が始まり、また、感染者数の減少の兆しが見られている一方で、新たな変異種が見つかり、感染経路が特定できない例が多く見られているなど、油断ができない状況にあります。引き続き、感染症発生の予防を徹底するほか、業務に関係する情報の収集に努めてまいります。また、埼玉県が提唱する彩の国「新しい生活様式」安心宣言の内容などを参考に、感染拡大防止に努めます。

⑤ グループホームの整備検討 継続

国や市の動向を注視しつつ、引き続き、現状での実現可能性について検討します。今回の報酬改定で、グループホームにおける重度化・高齢化への対応として、障害支援区分 3 以下の利用者に対する報酬単価が大幅に引き下げられたことから、当該事業の在り方について、改めて見直しが必要な状況となっております。

⑥ 研修体系の充実

令和2年度に、にいざ生活支援センターの職員の協力を得て、実施された主に新人職員向けの研修については、一定の効果が見られましたことから、引き続き、こうした研修の実現を図ります。また、報酬改定において、「感染症や災害への対応力強化」及び「障害者虐待防止の更なる推進」並びに「身体拘束等の適正化の推進」が掲げられ、それぞれ感染症対策に係る研修の実施、業務継続に向けた計画に係る研修の実施、障害者虐待防止及び身体拘束等の適正化に係る従業者への研修の実施が求められておりますので、これらの研修の実現を図ります。

⑦ BCP（事業継続計画）等の見直し等

⑥の報酬改定の内容に関連して「感染症対策の強化」として、対策検討委員会の設置、指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施が、「業務継続に向けた取り組みの強化」として業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施が、「障害者虐待防止の更なる推進」及び「身体拘束等の適正化の推進」として、虐待防止委員会の設置と委員会での検討結果の従業者への周知徹底と責任者の設置、研修の実施、身体拘束等の適正化のための指針の整備が義務付けられましたので、これらの対応を図ってまいります。

⑧ PR業務の充実（ホームページ及びSNSの活用）

ホームページとSNSの効果的な活用を図ってまいります。引き続き、施設関係者の皆様への情報提供のみならず、利用者の確保や採用にも役立つものを目指します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、自主製品や焼き菓子の販売先が減少していることから、ホームページ上の販売機能について整備の検討を行います。紙媒体であるパンフレットの見直しについても、引き続き、行い、施設を利用する方に対する分かりやすいパンフレットづくりを目指します。

⑨ ICT活用による業務の効率化

今回の報酬改定では「障害福祉現場の業務効率化のためのICT活用」が新たに掲げられ、「運営基準や報酬算定上必要となる委員会等や身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援について、テレビ電話装置等を用いた対応が可能」となりました。改定内容を踏まえ、業務効率化について検討し、可能なものから実施を図ります。また、引き続き、コンピュータセキュリティについては外部環境の変化を注視しつつ、その向上に努めます。

⑩ ボランティア受け入れ

ボランティアをしたいという方々の貴重な思いにお応えできるよう、各施設と連携し、ボランティアの受け入れを行います。

⑪ 地域との連携

地域共生社会の実現のためには、地域との連携が不可欠であり、法人事業への地域の理解が得られることは、平常時は元より、非常時にも大きな力を発揮することと思われまます。特に、今回の報酬改定の「感染症や災害への対応力強化」の一つとして、「地域と連動した災害対応への強化」が掲げられ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる障害福祉サービス等事業において、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととなりました。従いまして、当該連携について検討し、その実現を図ります。また、引き続き、地域との連携を深めるため、地域団体の主催事業への参加や、既存事業とのつながり、広報誌を通じての関係強化などについて検討します。

⑫ 後援会との連携

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度は、例年開催してきたガレージバザール事業など各種の精神保健福祉啓発事業が軒並み中止となりました。感染症の完全な終息の目処は依然として立っておりませんが、どのような事業が実施できるかなど、引き続き、後援会と連携し、会の活性化及び実施事業の充実について検討してまいります。

⑬ 税額控除制度の指定継続

寄附者が税額控除と所得控除のいずれかを選択できる税額控除制度について、当法人は、平成30年度に税額控除対象社会福祉法人の指定を受けましたが、同時に、新たな実績判定期間がスタートしており、指定の更新に当たっては、2018年度（平成30年度）から2022年度（令和4年度）までの間の5年間で、3,000円以上の寄附金を支出した者が平均して年に100人以上いること等の要件を満たす必要があります。税額控除対象法人になることは、当該法人への寄附者の善意に応えるとともに、多くの人々に支持される組織であることを社会に示し、公益性をより強く裏付けるものでありますので、この指定が維持できるよう努めます。なお、令和3年3月の時点で、平均92.3人となっており、100人以上の要件を下回っている状況でありますので、残り2年間、新型コロナウイルス感染症の影響が危惧されますが、寄附者の維持と新規獲得に努めます。

2 福祉工房さわらび 就労移行支援事業

所在地 新座市堀ノ内3-4-11
事業開始年月日 平成23年4月1日
定員 10名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前9時50分～午後3時50分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者1人（常勤・B型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者1人（常勤・B型と兼務）（※サービス管理責任者は計2人体制）
生活支援員1人（常勤） 職業指導員0.8人（常勤1人・相談支援専門員と兼務）
就労支援員1人（常勤）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、就労に向けた訓練、生産活動その他の活動の機会を提供し、個々の希望に沿うとともに長所を活かした就労支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 就労訓練

- ・就労に必要な知識の習得、コミュニケーション能力の向上を目的として、就労講座やSSTを行います。
- ・就労に必要な能力の習得や職業適性の検討を目的として、検品作業等の生産活動・パソコンや清掃の訓練、ワークサンプルを利用した訓練を行います。
- ・体力向上を目的として、スポーツやウォーキングを行います。

② 就労支援

- ・個別支援計画で就労準備及び求職活動への取組内容を明確にして支援します。
- ・職場見学のプログラムや、就労後の生活まで視野に入れた定期面談により、就労についてのイメージを明確にし、就労率の向上を目指します。
- ・就労準備及び求職活動のため近隣事業所で職場実習を行います。
- ・関係機関と連携して就労後の職場定着を支援します。
- ・OB会を開催し卒業者の交流の機会を提供します。

③ 就労定着支援事業

就労移行支援事業所等から一般就労に繋がった障がい者の安定した就労の継続を支援します。

④ 就労先や実習先企業の開拓

現行の実習先企業や就労の実績がある企業との関係を深めるとともに、近隣の事業所に職場実習先や就労先として協力依頼を進めます。

⑤ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

⑥ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。

⑦ 利用者の確保及び利用率の向上

- ・利用者に通所先として当施設を選んでいただけるよう、就労移行に焦点を絞ったパンフレットを作成したのち、特定相談支援事業所、医療機関、高等学校等に配布します。
- ・近隣事業所との合同説明会に参加する、福祉工房さわらびのB型利用者に向けて就労講座を行う等、就労移行での活動をPRし、利用者確保に努めます。
- ・K-STEP、睡眠表などを活用して体調の安定化を図り、利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑧ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑨ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑩ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者の人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

3 福祉工房さわらび 就労継続支援 B 型事業

所在地 新座市堀ノ内 3-4-11
事業開始年月日 平成 23 年 4 月 1 日
定員 30 名
開所日 月曜日～金曜日
開所時間 午前 9 時 50 分～午後 3 時 50 分

職員配置

施設長 兼 サービス管理責任者 1 人（常勤・B 型及び相談支援室と兼務）
サービス管理責任者 1 人（常勤・移行と兼務）（※サービス管理責任者は計 2 人体制）
生活支援員 3.8 人（常勤 4 人（但し、内 1 人は常勤換算 0.8 人）
職業指導員 2.84 人（常勤 1 人・非常勤 3 人）
目標工賃達成指導員 1 人（常勤 1 人）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、協力して働くことの喜びを感じられる場所を提供し、それぞれの利用者に各々の力を発揮していただける支援を目標として、今年度の事業運営を次の計画により行います。

① 生産活動の充実

- ・施設内事業として自主製品の製作、商品の包装、封入作業等を行います。
- ・施設外事業として公園清掃や除草作業、自主製品の販売、養豚場での作業等を行います。
- ・自主製品（手芸品と焼き菓子）の製作活動を充実し、生産活動の柱となるよう努めます。
- ・行政関係機関からの発注の機会の活用を図ります。
- ・売上と平均工賃の増加を目指します。
- ・働くことの喜びを得るとともに、工賃の増加につながるような生産活動の拡充に努めます。

② 創作的活動、行事参加等の機会の提供

生活を豊かにするために、創作的活動や各種行事等への参加の機会の充実を図ります。行事等の実施に当たっては、ミーティングで利用者と話し合いながら進めます。

③ 相談等支援

- ・生活や心身の状況等についての相談を受け、助言、援助を行います。
- ・医療面について、嘱託医と連携するとともに必要に応じて通院同行等の支援をします。
- ・必要に応じて、訪問支援、市役所への同行等の支援を行います。また、ご家族や関連機関と連携して支援を行います。

④ 体調管理支援

- ・栄養バランスの整った昼食サービスを提供します。
- ・心身両面の健康管理へのアドバイスをします。
- ・健康の維持、増進のためにスポーツや散歩等のプログラムを実施します。

⑤ 利用率の向上

- ・目標を設定して契約者数の増加と利用率の向上を目指します。
- ・居心地の良い場所であり、一緒に働く喜びを感じられる場所であるよう努めます。

⑥ 就労支援機能の強化

- ・将来的に就労を希望する利用者を対象に、就労移行支援事業の利用登録も視野に入れて、新たに就労へのフローチャートを意識した支援計画を作成する。

⑦ 協力事業所との連携強化

協力事業所との連携強化及び新たな事業所への協力依頼を進めます。

⑧ 福祉関係イベントへの参加

福祉関係イベントへ参加し、関係機関との良好な協力関係の構築・継続に努めます。

⑨ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑩ サービスの質の向上

- ・研修等により、職員の対人スキル及び就労・生活支援に関する専門性の向上に努めます。
- ・日常的にヒヤリハットの収集に努め、リスクへの対策を講じます。
- ・日常業務を見直し、経費削減に努めます。

⑪ 避難訓練の実施

年2回、地震、火災等を想定した避難訓練を行います。その際、利用者の人数が30人程度と多人数であることや、多様な特性を持つ利用者が集まっていることを考慮し、避難場所である新座市立第六中学校への経路確認と、集団行動の訓練を重点的に行います。

4 福祉工房さわらび相談支援室

所在地	新座市堀ノ内 3-4-11
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	管理者 1 人（常勤・移行及びB型と兼務） 相談支援専門員 1 人（常勤・移行と兼務）

精神障がい者の地域生活と社会活動を支えるため、精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう支援します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や、地域包括支援センター、社会福祉協議会等との連携を図ります。

5 福祉工房 楓 地域活動支援センター（Ⅲ型）

所在地	新座市大和田4-16-40
定員	10人
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前9時50分～午後3時50分
職員配置	施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務） 指導員 1.86人（常勤1人、非常勤1人）

創作的活動や生産的活動の機会を提供し、集団生活及び社会的交流の促進を図り、利用者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう、また、人と接することの苦手な精神障がい者への日中活動の場の提供など必要な支援を行います。

① 基礎的事業

- ・生産的活動として、内職作業や自主製品の製作を行います。
- ・創作的活動として、文芸、絵画製作を実施して、社会福祉法人にいざ後援会主催合同絵画展や埼玉県精神障害者家族会連合会主催の展示会等に参加します。
- ・利用者が主体的に計画し、実施するプログラムを支援します。
- ・健康維持増進を目的に「散歩」「スポーツ」「家庭菜園」「マイフェバリットソング」「ヨガの会」「ダイエットの会」等のプログラムを行います。
- ・地域社会との交流や社会の一員としての自覚促進を目的として、路上のゴミ拾い、フェスタやよろず市等バザーへ協力・参加をします。

② 機能強化事業

- ・「料理会」「お菓子作り」などの調理関係のプログラムについては新型コロナウイルスの感染予防の観点から当面は見合わせる考えられますが、楓勉強会等において「栄養に関するプログラム」の実施などプログラム機能の補完を図ります。
- ・嘱託医による個別相談・懇談会や「楓勉強会」「全体ミーティング」等のグループワークを通して、人間関係やコミュニケーション等の生活技術を学ぶ場を提供します。

③ 送迎サービスの充実

利用者に対して、新座市内全域を対象として送迎サービスを提供し、通所についての利便性向上を図るとともに活動参加を促し、生活の質の向上を目指します。

④ 自主製品の充実及びオリジナル製品の開発

現在行っている自主製品の製作販売と商品の改良や新製品の開発・販売を行い、地域の方々に施設を知っていただく機会を増やすとともに、売上げ増を図り、利用者の

収入増(工賃の増額)に努めます。

また、自主製品の販売及び地域との交流を目的に、福祉工房楓の敷地内において「自主製品販売会」を実施します。

⑤ 家族懇談会の開催

施設と利用者のご家族との間の信頼関係の構築及び家族間の情報交換や交流の場として、家族懇談会を開催し、利用者に対する支援の質の向上につなげます。

⑥ 地域特性に対応した避難訓練の実施

楓の近隣には柳瀬川が流れ、新座市のハザードマップにおいても水害発生時、浸水の恐れのある地域として示されています。水害リスクが他の2事業所に比べ、非常に高いことから、地震や火災のみならず水害にも対応した避難訓練を、昨年度に引き続き、年2回実施します。

6 福祉工房楓相談支援室

所在地	新座市大和田 4-16-40
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	管理者兼相談支援専門員 1 人（常勤・地域活動支援センターと兼務）

精神障がい者、家族及び関係者からの相談に応じ、適切な障がい福祉サービス等が多様な事業者から効果的に提供されるよう、援助を適切に行います。併せて障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、自立と社会参加が促進されるよう、総合的な支援策を推進します。

① 計画相談支援

相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継続サービス利用支援を行います。

② 基本相談支援

日々の生活から生じる課題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）に対して本人のニーズを十分に配慮し、関係機関と連携して個別、具体的に支援します。

③ 関係機関との連携

障がい者福祉課、保健センター、生活支援課などの行政機関や民生委員、社会福祉協議会等との連携を図ります。

7 にいざ生活支援センター 地域活動支援センター（I型）

所在地 新座市野火止 2-7-12

定員 28人

開所日 月曜日～金曜日

開所時間 午前10時00分～午後4時00分

職員配置 施設長 1人（常勤・相談支援室と兼務）

指導員 6.84人（常勤兼務5人・非常勤兼務1人・非常勤2人）

（兼務は全てにいざ生活支援センター相談支援室（相談支援事業）と兼務）

精神障がい者の日中の居場所や仲間づくりの場を提供、また、当事者、家族の日常生活から生じる問題の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう相談支援室と連携して必要な支援及び助言を行うとともに、行政機関や医療機関等と連携を図り、精神障がい者の自立と社会参加が促進されるよう支援策を推進します。

また、主に精神障がい者の日々の生活から生じる問題の相談に応じられるよう相談支援事業を引き続き新座市から受託します。

① 基礎的事業

- ・創作的活動の提供として、絵画、コーラス、レクリエーション活動等を定期的に行うことにより、創造性を育て活力の増進を図ります。
- ・社会生活力増進等の事業として、主にコミュニケーション能力に焦点を当てた各種グループワークを定期的を実施します。当事者、家族などと問題を共有し、解決の糸口を一緒に考える場を提供します。
- ・茶話会、スポーツなど施設内外のプログラムや行事を通じ日中の居場所、仲間づくりの場を提供します。
- ・当事者、家族の日常生活から生じる問題（就労、住居、食事、対人関係、療養環境等）の相談に応じ、より良い地域社会生活を送れるよう必要な支援及び助言を行います。
- ・相談支援として、利用者の日常、療養生活の問題や不安等に対して電話、面接、訪問により、助言や必要な情報提供を行います。必要に応じて医療機関や関係機関への同行などの支援を行います。
- ・精神障がい者、家族及び関係者に対し、適切な障がい福祉サービスが効果的に提供されるよう、相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。

② 機能強化事業

- ・医療・福祉サービス、地域社会基盤との連携強化のため、次の事項を実施します。

嘱託医による個別相談と座談会

社会的入院者の退院支援

SST（社会生活技能訓練）の実施

SFA（社会生活力プログラム）の実施

ピアカウンセリングセミナーの実施

- ・地域住民ボランティアの育成を次のとおり実施します。
傾聴ボランティアの養成講座の実施及び受入れ
- ・障がいに対する理解の促進を図るための普及啓発等の事業として、ボランティア養成講座や精神保健福祉に関する講演会、講座、研修会等を実施します。

③ 利用者家族との連携

利用者家族に対して、家族会の紹介や各種集いの紹介を必要に応じて実施します。

④ 当事者及び家族を対象とした集いの実施

現在実施しているうつの集い、発達障がいの集い、統合失調症の集い、そううつ
の集い、家族・友人の集いを継続します。また、新規の集いも企画を検討し、広報
を積極的に行い、参加者の増加を目指します。

⑤ 精神保健福祉の啓発事業の推進

新座市から受託している基幹相談支援業務及び障がい者一般相談業務では、障が
い者虐待防止法、成年後見制度、障がい者差別に関する市民啓発事業を実施するこ
とが実施要領で定められています。令和元年・2年度はコロナ禍における社会情勢
を考慮した結果、年に1回実施している講演会による啓発事業の実施ができません
でした。次年度も社会情勢を見ながら実施の判断は慎重にしていきたいと思いを
ます。

⑥ 家族会との連携

家族会の考え方や思いを共有化し、活動内容について把握していくために、月例
会等の機会を積極的に活用し家族会との連携・支援を図ります。

⑦ 利用者数の向上

利用者数の減少傾向が見受けられるため、施設のPRに努めるとともに、魅力ある
プログラム活動の増加をコロナ禍における社会情勢を慎重に見極めながら実施しま
す。

⑧ 避難計画の実施

消防計画等に基づき、年2回、避難訓練を実施します。避難時における集団行動の

重要性や相談支援等に関わる在宅の方々の安否確認の対応について確認いたします。

8 にいざ生活支援センター相談支援室

所在地	新座市野火止 2-7-12
定員	なし
開所日	月曜日～金曜日
開所時間	午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分
職員配置	管理者 1 人（常勤・相談支援室と兼務） 相談支援専門員 常勤兼務 5 人 非常勤兼務 1 人（専門員見込） （兼務は全て、地域活動支援センターと兼務）

精神障がいを抱えた人たちに、いつでも開かれた相談所として、また、その活動を広く市民に知っていただき、理解が得られるよう事業を推進します。

本人や家族からの問い合わせ、障がい者福祉課を通しての紹介やその他関係機関からの紹介、知人の紹介等により来られた相談者に対して、誠実に責任をもって対応します。

① 基幹相談支援センター

新座市基幹相談支援センターの業務は以下の通りです。

- ・相談支援事業者に対する訪問等による総合的かつ専門な指導及び助言を行います。
- ・複雑または困難な相談ケースへの支援をします。
- ・相談支援事業者の人材育成の支援をします。
- ・地域の相談機関との連携強化の取り組みを行います
- ・新座市自立支援協議会との連携を行います。
- ・地域移行に向けた障がい者支援設備、精神科病院への普及啓発を行います。
- ・成年後見制度の利用等に関する支援及び普及啓発を行います。
- ・障がい者等に対する虐待を防止するための取り組みをします。
- ・権利擁護及び虐待に関する相談支援をします。

昨年の 10 月から事業開始をした基幹相談支援センターですが、今年度は特に困難事例への対応と、市内相談支援事業所の後方支援の業務を行っていきたいと思います。基幹相談支援センターは全ての障がい種別の相談を行わなければならないので、精神障がい以外の障がい者分野に関しても、研修等で知識を深め徐々に対応していければと考えています。また、障がい者福祉課と新座市基幹相談支援センターえんと連携を取りながら、基幹相談支援センター業務の安定化を目指していきたいと思います。

② 計画相談支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画作成を通じ、新規サービス利用支援、継

続サービス利用支援を行います。

- ・ホームヘルパー利用については、新座市とその近隣の地域と連携を図り、相談者に最も適したヘルパーを利用できるよう支援します。
- ・就労系の事業所に関しては新座市とその他の地域と連携を図り、相談者に最も適した施設を利用できるよう支援します。

③ 地域移行支援・地域定着支援

- ・地域移行支援については、退院前から利用者及び関係機関との連携を図ります。地域移行のための単身アパート等の物件探し、契約行為への同行、引越の支援と市役所への書類提出の同行援助等を行います。利用者の中にはこれらの活動と生活保護の申請が並行して行われる場合があるので、生活支援課への同行等も必要に応じて行います。また、退院前カンファレンスの際に、医療面から、訪問看護やデイケア利用の必要性を指導された場合には利用者に適した事業所を紹介します。
- ・地域移行支援には地域における住まいの確保が欠かせないため、不動産事業者の理解を得られるよう、働きかけを行います。
- ・地域定着支援については、月に1回程度の定期訪問を行い、状況に応じて通院先の病院等への同行支援等を行います。また、夜間緊急時の電話番号を案内し24時間対応ができるよう緊急時の支援を確保しております。また、ホームヘルパーや日中活動系の事業所の利用を支援し、地域での生活を安定させるよう工夫します。

④ 日常生活相談支援

- ・精神障がい者、家族及び関係者に対して相談支援専門員が相談に応じ、障がい者福祉課、保健センター等、関係機関と連携を図り、総合的な相談支援を推進します。
- ・緊急の医療対応が必要なケースについては、医療機関と連携し、状況に応じた支援を図ります。
- ・多様化する相談業務に対応するため、相談業務に携わる職員を対象に自立支援協議会部会の勉強会や県主催等の研修への参加を積極的に行い、相談業務の質の向上を図ります。

⑤ 自立生活援助

自立生活援助は障がい福祉サービスの位置付けとして、新たに単身生活を始める方を対象とした支援を行います。日常における、あらゆる生活相談に対応し、必要に応じて同行支援も行います。また、利用者の方には月2回以上の訪問を行い、必要に応じて関係機関と連携し、利用者の方々が安心して地域で生活できるよう支援をします。地域定着支援と同じく、夜間緊急時の対応・支援も実施します。